

避難所における飼養ルールについて（例）

避難所生活は、限られたスペースでの共同生活であり、一般市民（飼養者以外の避難者）と飼養者（ペットを飼養している避難者）の相互理解が重要です。

動物の苦手な方やアレルギーを持っている方のことも考慮して、お互いが過ごしやすい環境づくりに努めること。

以下の避難所におけるペット飼養ルールを参考にし、それぞれの避難所の状況にあったルールを決めておく。



1 避難所での優先順位

避難所では避難者（人）が優先であり、避難所における飼養ルールを守り、ペットを飼っていない方へ配慮すること。

2 飼養場所等について

- (1) 人の収容スペースへのペットの同伴は原則禁止とする。
- (2) 飼養場所、散歩場所、トイレの場所等、ペットは決められた場所のみで飼養すること。（身体障害者補助犬は除く）。
- (3) 飼養場所へは、咬傷事故、動物由来感染症等発生防止の観点から、避難所運営者、飼い主の会及び管理責任者（以下「避難所運営者等」という。）並びに飼養者以外みだりに立ち入らないこと。



3 ペットの飼養管理について

- (1) ペットの飼養管理、飼養場所の清掃、安全確保等は飼い主自身が責任をもって行い、飼養管理についてはペットの鳴き声や糞尿の処理、毛の飛散、臭い等に配慮のうえ行うこと。
- (2) ペットに起因する避難者からの苦情等に対し、飼い主自身の責任において、トラブルとならないよう適切に対応のうえ、避難所運営者等の指示に従うこと。
- (3) 飼育に必要な資材（リード、キャリーバッグ、ケージ等）や当面の食料は、飼い主がそれぞれ持ち寄ることが原則になる。
- (4) ペットには首輪等を付け、飼い主とペットの名前と連絡先を書いた名札等を必ず着け、原則ケージ内で飼養すること。
- (5) ペット間で感染症に罹患する可能性があることを理解しておくこと。
（避難所の規模、避難状況等によっては、ワクチン接種の有無等により保管場所を分ける方法もある。）



4 飼い主の会への参加

避難所運営者等の支援のもと、ペットと同行避難した飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、協力してペットの飼養管理や衛生管理等を行う。

※「飼い主の会の立ち上げ・運営について」を参考にそれぞれの避難所における避難状況等に
応じて、役割分担等を行う。

5 その他

保護動物については、動物救護施設等が開設されるまでは、避難所において飼養管理することとなる。保護動物の飼養管理は、飼い主の会の方々が協力して行うこと。